

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります!

もっと知りたい裁判員制度Q&A

Q 裁判員になったことを家族や親しい人に話してもよいのですか?



A 公表してはいけませんが、身近な人に話すことはかまいません。

法律上、何人も、名前、住所その他裁判員であることを特定するに足りる情報を公にしてはならないとされ、裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることも含まれます。これは、裁判員への接触や働き掛けを防止、裁判員自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的もあるからです。そこで、例えばインターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されません。なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されていません。

裁判員制度スタート!

いよいよ、5月21日から裁判員制度がスタート!

裁判員制度が5月21日に施行されますが、実際の裁判は早くて7月ころから始まります。

昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が送付された人の中からさらにくじで選ばれた人に「選任手続期日のお知らせ」が、今年6月中旬に届けられる見込みです。

裁判員制度の意義

国民の中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官が、刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判に国民の意見が反映されるので、より理解が深まり、信頼が高まっていくことが期待されています。

裁判員制度の定着を目指して

昨年末に裁判員候補者名簿に登録された人へ通知をして以来、関心が高まると同時に、不安や戸惑いを感じている人も多いようです。

そこで、裁判所ではウェブサイトの情報を随時更新し、これからも最新の情報をお届けしていきます。説明会や映画上映会等も実施していきます。

裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのサイトよりどうぞ。

多くの皆さんに参加していただくために

皆さんが裁判に参加しやすい環境を整備するため、さまざまな準備が進められています。

その一端をご紹介します。

その1 特別な休暇制度の創設へ向けて ～お勤めの人にも参加していただけるように～

企業などにお勤めの方が裁判に参加しやすい環境を整備するため、裁判所では特別な休暇制度の創設などの協力を働きかけてきました。

また、企業ですでに取り組みを進めているところもあり、多くの企業で休暇制度を導入したという報道がされています。

その2 一時保育サービス・介護サービスの利用へ向けて ～育児や介護を行っている人にも参加していただけるように～

育児や親族の介護を行っている人は、辞退の申し立てが可能ですが、辞退せずに安心して参加できるように、厚生労働省や市町村等と協力して、一時保育や通所介護などのサービスが利用できるような態勢づくりが整備される見込みとなりました。

関係機関と協力してこれからも情報発信・サービス向上に努めていきますので、制度へのご理解・ご協力をお願いします。

定額給付金・子育て応援特別手当の手続きはお済ですか?

現在、定額給付金(全世帯対象)と子育て応援特別手当(対象世帯のみ)の申請を受けています。まだ、お済でない方は、お忘れにならないよう申請手続きを行ってください。なお、申請書が届いていない世帯がございましたら、ご連絡ください。

- **申請方法**
郵送申請…市役所から送付された申請書に必要事項を記入し、通帳のコピー等を添付のうえ(不要の場合もあります)、同封の返信用封筒でご返送ください。
- **窓口申請**…市役所から送付された申請書に必要事項を記入し、通帳のコピー等を添付のうえ(不要の場合もあります)、合志庁舎総務課または西合志庁舎子育て支援課にご持参ください。
- **受付時間**
午前8時30分から午後5時まで
(土・日・祝日を除きます。)
- **給付方法**
金融機関に口座がある方は、口座振込で給付します。振込期日は「交付決定通知書」でお知らせいたします。
- **受付締切**
平成21年10月1日(木)
郵送の場合は当日消印有効
問い合わせ先
定額給付金
総務課 ☎(248)1112
子育て応援特別手当
子育て支援課 ☎(242)1159

合志市消防団 春季訓練

4月19日、市消防団春季訓練が、消防団員約450人の参加をもって、中央運動公園グラウンドで開催されました。



いついかなる災害にも対応できるよう、消防団員の消防技術向上を目的に、通常点検および中継送水訓練を実施しました。
中継送水訓練とは、水利から火災現場までが遠距離である場合に、数台の小型ポンプを中継しながら送水する実災害を想定した訓練です。中継送水の技術の習得と指揮命令等の正確な情報伝達、更には、団員一人ひとりの迅速かつ正確な行動が重要になります。
消防団はこのような訓練を積み重ね、活動充実を図り、安全・安心で住みよいまちづくりを目指しています。

自治基本 条例策定

に向けた提言

4月16日、自治基本条例検討懇話会の古賀靖雄会長と岩谷桂子副会長から提言が報告されました。
これは昨年6月に委嘱を受けた委員20人が16回に及ぶ会議と市内4カ所での市民検討会を経て提言としてまとめたものです。
まちづくりに対する委員の熱い思いがこもったこの提言を受けて、今後は市議会や審議会、市の執行機関で原案作成の検討がなされる予定です。



裁判員制度に関するお問い合わせは…… 熊本地方裁判所 ☎325-2121